

# 名古屋外国語大学大学院長期履修学生規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、名古屋外国語大学大学院学則第6条の規定に基づき、博士前期課程において長期にわたって計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (対 象)

第2条 長期履修学生として申請できる者は、社会人を対象とする特別入試により入学又は在学する者及び英語・英語教育コース（英語教授法（TESOL）プログラム）に入学又は在学する者で、次のいずれかに該当することにより大学院学則第6条に規定する標準修業年限で修了することが困難であると認められる者とする。

- 一 職業を有している者
- 二 その他長期履修が必要となる相当の理由がある者

## (修業期間)

第3条 長期履修学生の修業年限は、3年又は4年とする。

- 2 長期履修の期間は1年単位とする。

## (在学年限)

第4条 長期履修学生の在学年限は、3年の長期履修学生については5年、4年の長期履修学生については6年とする。

- 2 休学期間は、前項の期間に算入しない。

## (申 請)

第5条 長期履修を志願する者は、次に掲げる書類を学長に提出するものとする。

- 一 長期履修申請書（別紙様式第1号）
  - 二 長期履修が必要であることを証明する書類
  - 三 その他学長が必要と認める書類
- 2 前項の書類の提出時期は、次のとおりとする。
    - 一 入学予定者は、入学手続時
    - 二 在學生は、1年次在籍時の2月の学長が定める時期

## (期間の変更)

第6条 長期履修学生が在学中、やむを得ず履修期間の延長又は短縮を希望する場合は、次に掲げる書類を学長に提出するものとする。

- 一 長期履修期間変更申請書（別紙様式第2号）
  - 二 長期履修が必要であることを証明する書類
  - 三 その他学長が必要と認める書類
- 2 前項の書類の提出時期は、2年次在籍時の2月の学長が定める時期とする。ただし、3年の長期履修期間を2年に短縮を希望する場合の書類の提出時期は、1年次在籍時の2月の学長が定める時期とする。
  - 3 履修期間の延長又は短縮は、1年単位とする。

## (許 可)

第7条 長期履修学生及び長期履修学生期間の変更の許可は、研究科会議の議を経て、学長が行う。

## (許可の取消し)

第8条 長期履修学生が大学院学則及び諸規程に違反したとき又は長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、学長は、研究科会議の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

## (学 費)

第9条 長期履修期間の学費の額は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。（第2条関係）

附 則

- 1 この改正は、2020年4月1日から施行する。（第2条関係）
- 2 改正後の第2条の対象コースは2020年度入学者から適用し、2019年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、2025年9月8日から施行し、2026年度入学生から適用する。（第1条、第2条関係）